

厚木市工事請負に係る条件付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市が発注する建設工事に係る条件付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を適正かつ円滑に行うため、厚木市契約規則（平成14年厚木市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事)

第2条 一般競争入札の対象は、原則として設計金額が200万円を超える工事とする。

(入札参加者の資格)

第3条 一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) かながわ電子入札共同システムの競争入札参加資格申請において、厚木市を申請団体として、競争入札参加資格の認定を受けていること。
 - (2) 厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱（平成2年4月1日施行）に基づく停止措置期間中でないこと。
 - (3) 入札参加希望者の競争入札参加資格申請における本社又は営業所等が、指定する地域にあること。
 - (4) 対象工事ごとに定める工種について、認定を受け、かつ、第1号の競争入札参加資格申請時における経営事項審査結果の総合評定値が一定の基準を満たしていること。なお、資格認定後、経営事項審査の受審時期が到来した場合は、当該経営事項審査を受けていること。
 - (5) 対象工事に対する同工種の施工実績を有すること。ただし、特殊工事等において、必要に応じ設定した施工実績がある場合には、その施工実績を有すること。
 - (6) 対象工事に対し、現場代理人及び監理（主任）技術者等の技術者を適正に配置できること。
 - (7) 厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
 - (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。
- 2 前項に定めるもののほか、市長は、発注する工事ごとに適正な施工及び公正な競争を維持するために必要と認める事項を入札参加資格として定めることができる。
- 3 特別共同企業体を結成する工事にあつては、各構成員に入札参加資格を設定するものとする。

(競争参加資格確認申請)

第4条 入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書に公告において指定する書類を添付し、公告に定める期限までに、市長に提出しなければならない。

- 2 特別共同企業体を結成する工事にあつては、公告において指定する書類を各構成員ごとに提出するとともに、特別共同企業体協定書を提出しなければならない。

(参加資格の審査)

第5条 市長は、入札参加希望者の申請に対し、入札参加資格の有無についての審査を行い、その結果を公告において定める期限までに競争参加資格確認通知書（以下「通知書」という。）により、入札参加希望者に通知するものとする。

- 2 市長は、入札参加資格がないと認めた場合は、通知書にその理由を明記するとともに、所定の期間内に入札参加資格がないと認めた者から要請があれば、その理由を説明するものとする。
- 3 疑義申立期間終了後、落札候補者の入札参加資格の確認を再度行うこととする。
- 4 市長は、契約締結後、遅滞なく、一般競争入札に参加しようとした者の名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の名称及びその者を参加させなかった理由について、公表しなければならない。

(入札説明書の頒布)

第6条 設計図書及び単価抜き設計書等(以下「入札説明書」という。)は、原則としてインターネットで公開する。入札参加希望者は、入札説明書を厚木市ホームページ等からダウンロードして取得するものとする。ただし、インターネットで公開できない入札説明書は、公告に定める期間内に指定場所において閲覧等するものとする。

(入札説明書に対する質問及び回答)

第7条 入札説明書に対する質問は、公告に定める期限までにかねがわ電子入札共同システムにより受け付けるものとし、その質問に対する回答は、同システム及び契約主管課の掲示板により行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める時は、入札説明書に対する質問を質疑応答書により公告に定める期限までに市長へ提出することができることとし、その回答は、かながわ電子入札共同システム及び契約主管課の掲示板により行う。

(入札参加資格の喪失)

第8条 対象工事の入札参加資格を有することについて通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができない。

(1) 第4条に規定する入札参加資格を満たさないこととなったとき。

(2) 競争入札参加資格確認申請書又はその添付書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(その他)

第9条 この要綱の運用に必要な事項については、「厚木市工事請負に係る条件付一般競争入札事務取扱基準」によることとする。

附 則

この要綱は、平成8年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。